### 第51回 滋賀地方労働審議会 配付資料一覧

- 第51回 滋賀地方労働審議会次第
- 第51回 滋賀地方労働審議会 出席予定者名簿
- 第12期 滋賀地方労働審議会 委員名簿
- 第12期 滋賀地方労働審議会 家内労働部会 委員名簿 労働災害防止部会 委員名簿
- ◎ 議事(1)関係
  - 資料 令和6年度滋賀労働局の取組 ~9月末の状況~
  - 附属資料 1 第 14 次労働災害防止推進計画(滋賀版)に係る取組方針 (令和 6 年度~)

## 第51回 滋賀地方労働審議会次第

令和6年12月4日(水) 午前10時00分~午後12時00分 滋賀労働総合庁舎6階共用会議室

- 1 開 会
- 2 滋賀労働局長挨拶
- 3 議事
  - (1) 令和6年度 滋賀労働局の取組 ~9月末の状況~
  - (2) その他
- 4 閉 会

## 第51回滋賀地方労働審議会 出席予定者名簿

	開催日	1:令	和6	年1:	2月4	4日(	水)	会	場:6	6階共月	用会議	<b>養室</b>		
所	属			職		名				氏		名		出・欠
滋賀地方労働	審議会委員	公	益	代	· :	表	委	員	石	井	利	江	子	欠
									小	码	幾		亮	
									坂	田		雅	夫	
									西	Ш	真	美	子	
									古	JIJ		政	明	
									松	田		有	加	
		労	働	者	代	表	委	員	相	澤	Ξ	千	代	
									大	江		彰	宏	
									加	藤		春	美	
									谷			_	幹	
									兵	頭	か	ほ	IJ	
									吉	野		優	香	
		使	用	者	代	表	委	員	大	崎		裕	士	
									大	西	健	太	郎	
									Ш	添		智	史	
									佐	藤		祐	子	欠
									福	E	B		弘	
									堀	江		啓 (勘報	子	欠

(敬称略)

										( ग्रं ४ (ग्रं)	- РЦ /	
滋賀労働局	局					長	多	和	田	治	彦	
	総	3	務	咅	ß	長	塩	田		恵	次	
	労	働	基	準	部	長	中	井		正	和	
	職	業	安	定	部	長	高	雄		智	彦	
	雇	用環	境	• 均	等 室	長	吉	村		賢	_	
	総	į	務	語	₹	長	北	JII		文	博	
	総	務	1	È	画	官	倉	橋		隆	成	
	労	働保	以除	徴	収 室	長	П	Ę.	習	美	子	
	監	7	督	語	ŧ	長	堀		貴	į	志	
	賃	•	金	室	<u> </u>	長	足	立		育	弘	
	健	康	安	全	課	長	枡	谷		佳	幸	
	労	災	補	償	課	長	中	村		_	樹	
	職	業	安	定	課	長	杉	本		_	弥	
	職	業	対	策	課	長	古	Ш		英	_	
	訓	į	練	語	<b>R</b>	長	若	林		直	美	
	需	給 調	整	事	業 室	長	西	J	П		純	
	雇用	用環境で	收善∙∶	均等排	<b>進監</b> 理	里官	水	出	美	加	子	
	雇	用環場	竟▪埮	等	室長補	佐	田	中		典	央	
	雇	用環場	竟・均	等	室長補	佐	谷	澤		健	太	

## 第 12 期 滋賀地方労働審議会 委員名簿

(令和6年11月22日現在)

	委員名	職業・所属団体等	役職	備考
	いしい りぇ ご 石井 利江子	滋賀大学経済学部	教授	
公	こいそ りょう <b>小磯 亮</b>	日本放送協会大津放送局	局長	
益	<sup>さかた まさお</sup> 坂田 雅夫	滋賀大学経済学部	教授	会長
代	にしかわ まみこ 西川 真美子	滋賀弁護士会	弁護士	
表	<sup>ふるかわ まさあき</sup> 古川 <b>政明</b>	滋賀県社会保険労務士会	会長	
	<sub>まっだ ゆか</sub> 松田 有加	滋賀大学経済学部	教授	会長代理
	がずり みちょ 相澤 三千代	日本労働組合総連合会滋賀県連合会	事務局長	新任
労	大江・彰宏・電機連合滋賀地協		事務局長	
働者	かとう はるみ 加藤 <b>春美</b>	滋賀県教職員組合	書記次長	新任
代	たにぐち かずとも 谷口 一幹	ダイハツ労働組合竜王第2支部	支部長	
表	<sub>ひょうどう</sub> 兵頭 かほり	日本労働組合総連合会滋賀県連合会	副事務局長	新任
	ょしの ゆうか <b>吉野 優香</b>	UA ゼンセン滋賀県支部	常任	
	おおさき ひろひと <b>大崎 裕士</b>	滋賀県商工会議所連合会	理事	
使	おおにし けんたろう 大西 健太郎	一般社団法人 滋賀経済産業協会	理事	新任
用	かわぞえ さとし 川 <b>添 智史</b>	(公社)びわこビジターズビューロー	理事	
者代	さとう ゆうこ 佐藤 祐子	滋賀県中小企業団体中央会 おごと温泉旅館協同組合	監事	
表	ふくだ ひろし 福田 弘	滋賀経済同友会	副代表幹事	
	<sup>ほりえ けいこ</sup> 堀江 啓子	滋賀県商工会連合会女性部連合会	副会長	

(五十音順)敬称略

## 第12期 滋賀地方労働審議会 家内労働部会 委員名簿

(令和6年7月1日現在)

	委 員 名	職業・所属団体等	役 職	備考
公	いしい りぇ こ 石井 利江子	滋賀大学経済学部	教授	
公益代表	こいそ りょう <b>小磯 亮</b>			部会長代理
表	<sup>さかた まさお</sup> 坂田 雅夫	滋賀大学経済学部	教授	部会長
労	たにぐち かずとも 谷口 一幹	ダイハツ労働組合竜王第2支部	支部長	
労働者代表	<sub>ひょうどう</sub> 兵頭 かほり	日本労働組合総連合会滋賀県連合会	副事務局長	新任
表	ょしの ゆうか <b>吉野 優香</b>	UA ゼンセン滋賀県支部	常任	
使	sacu けんたろう 大西 <b>健太郎</b>	一般社団法人 滋賀経済産業協会	理事	新任
使用者代表	かわぞえ さとし 川 <b>添 智史</b>	(公社)びわこビジターズビューロー	理事	
表	ほりえ けいこ 堀江 啓子	滋賀県商工会連合会女性部連合会	副会長	

(五十音順) 敬称略

### 第12期 滋賀地方労働審議会 労働災害防止部会 委員名簿

(令和6年11月22日現在)

	委 員 名	職業・所属団体等	役 職	備考
公	にしかわ まみこ 西川 真美子	滋賀弁護士会	弁護士	
公益代表	ふるかわ まさあき 古川 政明	滋賀県社会保険労務士会	会長	部会長代理
衣	まっだ ゆ か <b>松田 有加</b>	滋賀大学経済学部	教授	部会長
労	がざれ かち よ 相澤 三千代	日本労働組合総連合会滋賀県連合会	事務局長	新任
労働者代表	<sup>おお え あきひろ</sup> 大江 <b>彰宏</b>	電機連合滋賀地協	事務局長	
表	かとう はるみ 加藤 <b>春美</b>	滋賀県教職員組合	書記次長	新任
使	<sup>おおさき</sup> ひろひと 大崎 裕士	滋賀県商工会議所連合会	理事	
使用者代表	さとう ゆうこ <b>佐藤 祐子</b>	滋賀県中小企業団体中央会 おごと温泉旅館協同組合	監事	
表	ふくだ ひろし 福田 弘	滋賀経済同友会	副代表幹事	
	·		·	

(五十音順) 敬称略



## 第51回滋賀地方労働審議会資料

令和6年度 滋賀労働局の取組 ~令和6年9月末の状況~

令和6年12月4日(水)

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 目次

1. 労働基準行政の取組

P3~

2. 職業安定行政の取組

P11~

3. 雇用環境・均等行政の取組

P 20~

## 滋賀労働局の最重点課題

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の 処遇改善等

第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり



1. 労働基準行政の取組



## 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度が一層適切に有効に機能するため、最低賃金の適正な改正を行うとともに、最低賃金額 及び業務改善助成金の周知と最低賃金の履行確保を図る。

- ① 滋賀県最低賃金の改正 時間額 1,017円 (令和6年10月1日発効)
  - ※滋賀地方最低賃金審議会からの答申を得て、滋賀県最低賃金を50円引上げて 1,017円に改正決定。

主に以下の周知を実施。

- ① 地方公共団体
  - ← 広報誌やHPへの関連記事の掲載を県及び全市町に依頼。
- ② 事業主団体等
- ← 関連ポスターや助成金パンフレットの会員への配付を依頼。
- ③ 機関誌を発行する団体 ← 機関誌への関連記事の掲載を依頼。
- 4 報道機関

- ← 諮問・答申・決定の都度、迅速に報道発表。 答申を報道機関に対し公開
- ② 最低賃金の履行確保を目的とした重点監督の実施(令和6年1月~3月)
  - ※改正された最低賃金額が守られているかを確認するために実施した調査。 その他、通年で実施している監督指導においても、最低賃金法違反の有無を確 認し、違反が認められた場合、その是正を指導している。



実施年度	実施 事業場数	最低賃金法第4条 違反事業場数	違反の主な理由 適用される最低賃金額を知らなかった	適用された 最低賃金額
令和5年度	283事業場	22事業場(7.8%)	5事業場(22.7%)	1時間 967円
令和4年度	223事業場	13事業場(5.8%)	4事業場(30.8%)	1 時間 927円
令和3年度	246事業場	20事業場(8.1%)	5事業場(25.0%)	1 時間 896円



## 2-1 長時間労働の抑制に向けた取組

### 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場等に監督指導を実施。

#### 【令和5年度の業種別・主な違反事項別の監督指導実施事業場数】

				主な違ん	支事項別事	業場数
		監督指導実施 事業場数	法令違反 事業場数	労働時間	賃金不払 残業	健康障害防止
	合計	375	321 (85.6%)	200 (53.3%)	37 (9.9%)	88 (23.5%)
	商業	85(22.7%)	72	45	8	31
	製造業	74(19.7%)	64	45	6	8
主な	保健衛生業	47(12.5%)	44	24	4	12
主な業種	接客娯楽	63(16.8%)	49	35	8	18
	建設業	10 (2.7%)	10	6	3	2
	運輸交通業	30 (8.0%)	25	17	2	3

### 監督指導事例

#### 立入調查

- 道路貨物運送業(労働者約20名)の事業場。
- •各種情報から違法な長時間労働が疑われたことから立入 調査を実施。
- •運転手について最長で月152Hの違法な時間外労働が認められた(労働時間管理、割増賃金の支払いは適正)。

#### 労働基準監督署の指導

- 違法な時間外労働を行わせたこと(労基法第32条違反)
- •月の拘束時間が293 H を超えていること(自動車運転者の改善基準告示第4条1項違反)。

#### 事業場の是正対応

- 積込補助者を配置し、運転手の労働時間を削減。
- 労働時間の状況を週毎に把握し、業務を適正配分。
- → しかし、依然として長時間労働の実態にある労働者が認められたことから、荷主の協力が必要と判断。

#### 労働基準監督署の荷主への要請

- 事業場の了承を得たうえで、荷主に対し物流の2024 年問題への対応協力を要請。
- → その後、時間外労働が月80H以内になったことを確認。。

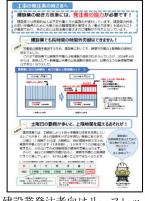
## 2-2 長時間労働の抑制に向けた取組

### 上限規制適用開始事業・業務への対応

建設事業、自動車運転の業務、医師については時間外労働の上限規制の適用が2024年4月1日から開始されました。説明会の実施は継続しつつ、その説明内容については昨年度までの法の改正内容を中心としたものから、具体的な運用方法を中心としたものにシフトチェンジすることを意識しながら進めています。また、説明会に加えて、業界団体を対象に次の取組を行うなどの支援に努めています。

### 建設事業

- ① 滋賀労働局、近畿整備局、滋賀県、滋賀県建設業協会、滋賀経済産業協会を構成員とする滋賀県建設業関係労働時間削減推進協議会を開催(7月1日)し、今年度の説明会の開催方法、説明内容等を協議するとともに、建設業が抱える課題等の把握に努めた。
- ② 民間発注者へ向けた建設業の働き方改革への協力を依頼するリーフレットを作成し、協議会構成員で共有の上で周知に活用している。
- ③ 時間外労働の削減に積極的に取り組んでいる企業をベストプラクティス企業として選定し、意見交換を実施(11月15日)。そして、ベストプラクティス企業との意見交換で把握した内容を広報し、県内の他事業場への周知に努めている。



建設業発注者向けリーフレット

#### 医師

- 滋賀県医療勤務環境改善支援センターの月例会議に延べ5回(4月10日、5月8日、6月12日、7月10日、8月7日)出席し、説明会の開催方法、説明内容等について綿密に協議した。
- ② 滋賀県医療勤務環境改善支援センターと積極的に連携し、相談状況等から病院の現状把握に努めている。

### 自動車運転の業務

- ① 運送事業者で構成される各関係団体との打合せ会を下記のとおり実施し、今年度の説明会の開催方針を協議するとともに、各業界が抱える課題等の把握に努めた。
  - ・滋賀県トラック協会(5月7日、6月5日、7月26日、10月22日)
  - ・滋賀県バス協会(5月7日、10月22日)
  - ・滋賀県タクシー協会(5月7日、10月22日)
- ② 本省で開設している「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報等をもとに管下労働準監督署において荷主企業に対して文書要請を実施。
- ③ 近畿運輸局HPに各省の補助金一覧、補助金サイトにアクセスできる一覧ページを作成しており、そこへ誘導するための資料を滋賀労働局と近畿運輸局滋賀運輸支局との間で調整した上で滋賀県トラック協会に提供し、同協会から会員事業場にメルマが配信(2か月毎)することにより案内している。

### 共通した取組

- ① 滋賀労働局独自のリーフレット 「事業主の皆様へ 取引先の 事業者等に長時間労働を生 じさせていませんか?」を作成し、 労働基準監督署等において周 知を図っている。
- ② 厚生労働省特設サイト「はたらきかたススメ」のリンク先を滋賀 労働局ホームページの「新着情報」に掲載した。



滋賀局独自のリーフレット

## 3 労働条件の確保・改善に向けた取組の推進

### 定期監督等実施状況

※ 定期監督、災害調査、災害時監督の合計。令和6年は9月末速報値。

実施事業場数		実施事業場数 違反事業場数		主な違反の状況				
	夫心尹未物奴   	连以尹未炀奴   	違反率	不適切な労働条件明示	違法な時間外・休日労働	賃金不払残業		
令和6年	1,223	856	70.0%	134 (11.0%)	215 (17.6%)	216 (17.7%)		
令和5年	1,966	1,226	62.4%	142 ( 7.2%)	330 (16.8%)	306 (15.6%)		
令和4年	1,882	1,207	64.1%	180 ( 9.6%)	310 (16.5%)	301 (16.0%)		

## 申告処理状況

※ 2以上の主要事項に該当するものについては複数計上。 令和6年は9月末速報値。

	50.TM /4- ¥4	申告事項別内訳				
	処理件数 	賃金不払	解雇	労基法の 「その他」		
令和6年	185	153 (82.7%)	16 (8.6%)	35 (18.9%)		
令和5年	202	144 (71.3%)	21 (10.4%)	26 (12.9%)		
令和4年	174	137 (78.7%)	18 (10.3%)	31 (17.8%)		

#### <sup>¯</sup>●違法な時間外労働 (労基法32条違反)…204事業場

36協定締結なし…132件 うち時間外月80時間超…3件

36協定の上限超え…63件 うち時間外80時間超…31件

●違法な休日労働 (労基法35条違反)…23事業場

※32条違反と35条違反の重複あり

## 司法処理状況

※ 令和6年は9月末速報値。

	送検	内	訳
	件数	労基法・最賃法	労働安全衛生法
令和6年	10	2	8
令和5年	8	4	4
令和4年	9	1	8

前年と比較し処理件数が大幅に増加前年同期 処理件数113件

→185件(63.7%増)



労働基準局広報キャラクター 「たしかめたん」

## 4 第14次労働災害防止推進計画を踏まえた労働者が安全で健康に働く ことができる環境の整備(令和6年度の主な取組内容)

### ○ <u>第14次労働災害防止推進計画の達成に向けた主な取組</u>(別添付属資料による取組を順次実施)

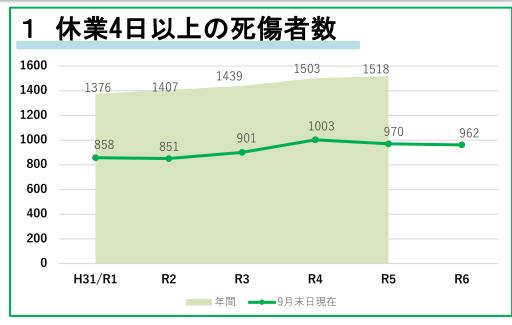
- 令和6年4月26日に「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開する報道発表し、熱中症防止対策の徹底を呼びかけました。
- 令和6年9月18日、+Safe welfare 協議会(1回目)を開催し、社会福祉施設における転倒災害、腰痛災害防止等 についての協議を実施しました。
- 令和6年9月20日、+Safe retail 協議会(1回目)を開催し、小売業の転倒災害、 腰痛災害防止等についての協議を実施し、「小売業の現場における安全対策の好事例 集・安全作業マニュアル」の作成に対する協議を実施しました。
- 全国安全週間中に滋賀労働局・大津労働基準監督署が株式会社堀場製作所びわこ工場の安全パトロールを実施し、「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策の取り組みを視察しました。
- 全国安全週間準備期間に各労働基準監督署が趣旨説明会を開催し、転倒災害防止、熱中症予防対策等の説明を行ったところ、大津労働基準監督署の熱中症対策に対する説明がNHK大津放送局の取材を受け、おうみ発630で説明会の様子が放映されました。
- 令和6年7月20日から同月26日までの建設業労働災害防止強化週間中に、滋賀労働局による「新名神高速道路大戸川橋他2橋(PC上部工)工事現場」を視察し、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取り組み状況を確認しました。
- 令和6年5月23日、同年6月5日、同年6月13日に滋賀労働局において、「第9次労働衛生対策推進計画」に基づき、リスクアセスメント対象物等の製造・取扱い事業場を対象とする説明会を実施しました。

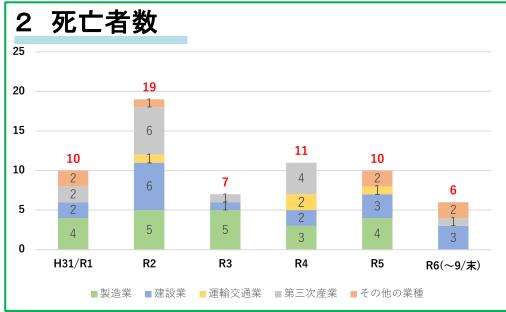


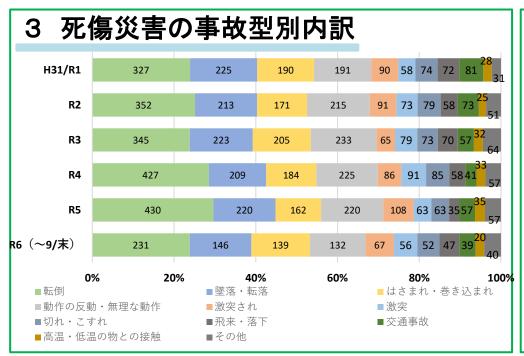


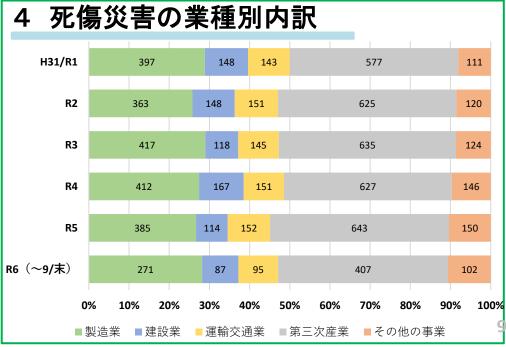


## 【参考】滋賀県における労働災害の発生状況









## 5 迅速・適正な労災補償

過労死等を始めとする複雑・困難な事案を含め、労災給付請求に対する迅速・適正な処理を実施。

全国統一の認定基準等に基づく

### 適正な処理

~過労死等(脳血管疾患・虚血性心疾患、精神障害)の場合~

調査から決定まで

- ⇒労働時間数の認定、業務に関する出来事の評価
- ⇒労働局・労基署間で随時協議
- ⇒業務上・外を慎重かつ適切に判断

【主な調査】

- ○事業場より組織・職務・勤務に係る報告、資料の収集
- ○作業現場等の実地調査
- ○本人・家族・上司・同僚等からの聴取
- ○消防・警察出動記録・健保受診歴等の照会
- ○医学意見(主治医・産業医・専門医)の収集

─監督部門・安全衛生部門とも密接に連携し、効果的
・効率的な行政運営に取り組んでいます。

(注) 請求年度と支給年度は必ず しも一致しないものである。



被災された労働者・御遺族への

懇切・丁寧な対応

- ○相談に来られた方へ、制度や請求可能な給付につ いて、漏れのない懇切・丁寧な説明
- ○請求されている方へ、定期的な調査状況の説明
- ○不支給決定時には、理由の丁寧な説明

請求受付から決定までの

#### 迅速な事務処理

複雑困難事案を含むすべての労災給付請求について、 適正な処理を確保しつつ、迅速処理を徹底

長期未決(受付後6月 経過)件数の推移	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 9月末
長期未決件数	9	13	7	12
(参考)新規受給者数	7,747	8,787	8,471	_



## 2. 職業安定行政の取組



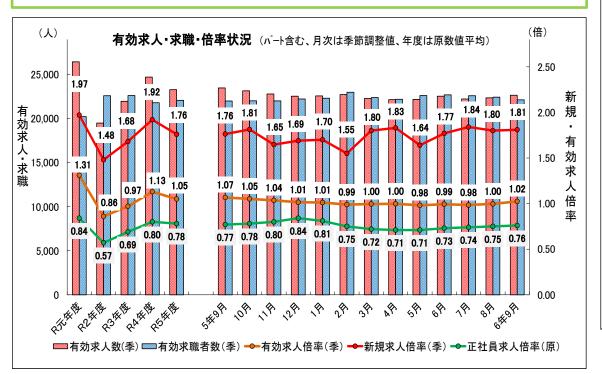
## 1 雇用失業情勢

#### 令和6年9月内容

県内の雇用情勢は、持ち直しの動きにやや弱さが見られる。

#### 物価の上昇等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。

- ・有効求人倍率は<u>1.02倍</u>、前月比0.02ポイント上昇 (就業地別では1.26倍、前月比0.03ポイント上昇)
- ・新規求人倍率は<u>1.81倍</u>、前月比0.01ポイント上昇
- ・正社員有効求人倍率(原数値)は<u>0.76倍</u>、前年同月比0.01ポイント低下





#### 産業別の新規求人数の状況(原数値)

		令和6年度		令和5年度	
		上半期計 (人)	対前年度同 期比(%)	計(人)	対前年度比 (%)
全産業		45,545	▲ 5.0	98,669	▲ 7.4
	うち建設業	3,264	▲ 2.7	6,606	▲ 3.4
	うち製造業	7,404	▲ 8.9	15,718	▲ 15.9
	うち情報通信業	305	▲ 14.1	770	▲ 25.8
	うち運輸業,郵便業	2,812	(▲ 6.3)	6,066	▲ 10.4
	うち卸売業,小売業	4,224	(▲ 10.1)	8,994	1.0
	うち学術研究,専門・ 技術サービス業	738	▲ 2.4	1,517	▲ 3.1
	うち宿泊業,飲食サービス業	3,060	▲ 9.6	6,506	▲ 12.5
	うち生活関連サービ ス業,娯楽業	1,694	<b>▲</b> 4.0	3,520	▲ 0.8
	うち教育,学習支援業	881	0.1	1,843	14.0
	うち医療,福祉	11,362	(▲ 0.7)	23,238	<b>▲</b> 1.3
	うちサービス業	6,592	(▲ 0.5)	13,566	▲ 7.7

(注)令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月 以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。 対前年度同期比、対前年度比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示してい

## 2 職業紹介業務の充実・強化

### <u>ハローワークが「雇用のセーフティーネット」として</u> <u>の役割を果たすため、マッチング機能の強化、業務の改</u> 善及びサービスの向上について継続的な取組みを実施。

- 主要指標・・・ハローワークのマッチング機能に関する業務の うち、特に中核業務の成果を測定する評価指標
- 重点指標・・・ハローワークのマッチング機能に関する業務の うち、地域の雇用に関する課題を踏まえ、ハローワークご とに特に重点的に取り組む業務に関する評価指標

#### 取組状況

- 求職者に対する支援
  - ・担当者制によるきめ細やかな職業相談、職業紹介。
  - ・子育て中の方、学卒者、氷河期世代の方を対象に オンラインでの就職支援セミナーを実施。
  - ・求職者マイページの開設促進、活用を進めていく ため、マイページの活用セミナーを実施。
- 求人者に対する支援
  - ・求人部門と職業紹介部門が連携して、求人事業所 見学会や求人説明会等を実施。
  - ・求人の内容の充実、求職者に対して魅力ある求人 の作成。
- 就職に向けた課題を抱える層の支援をより一層強化 するため、キャリアコンサルティング知識を習得す る取組の実施。

#### ~主要指標~

項目	目標	実績値 (4月~9月)	進捗率
就職件数(一般)	16,806件以上	7,796件	46.4%
充足数(一般、受理地ベース)	15,305件以上	7,138件	46.6%
雇用保険受給者の早期再就職割合 (4~7月)	31.9%以上	32.8%	0.9P

#### ~重点指標~

項目	目標	実績値 (4月~9月)	進捗率
生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率	65.0%以上	74.5%	9.8P
障害者の就職件数	1,441件以上	717件	49.8 %
新卒者支援に係る就職支援ナビゲーターの支援 による新規卒業予定者等(既卒者含む)の正社 員就職件数	1,626件以上	786件	48.3%
ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳~56歳)の不安定就労者・無業者の件数(4月~8月)	1,022件以上	437件	42.8%
わかものハローワーク等を利用して就職したフ リーター等のうち、正社員として就職した者の 割合	71.0%以上	71.6%	0.6P
公的職業訓練の修了3か月後の就職件数	1,058件以上	463件	43.8%
マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	95.9%以上	95.8%	△0.1P
人材不足分野の就職件数	3,471件以上	1,661件	47.9%
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率	83.4%以上	88. 7%	5.3P

## 3 中小企業等に対する人材確保支援

医療・福祉、警備、運輸、建設などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワーク大津に設置した「人材確保対策コーナー」を中心に、当該分野の仕事の魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人者に対しては、求人充足のための支援を強化し両者を結び付けるマッチング機会の充実を図る。

#### 令和6年度の目標及び進捗状況 (令和6年9月末現在)

**(目標) <u>人材不足分野の就職件数 3,471件 以上</u> → (実績) 就職件数 <u>1,661件(※)</u>(進捗率47.9%)** 

(※) 医療・福祉881件、運輸484件、警備170件、建設126件

#### 取組状況

- 求人者・求職者に対する支援
- ・求人充足に向けた助言・指導、担当者制による職業相談・職業紹介、職場見学会などを積極的に開催。
- ・求職者が企業理解を深めることを目的とした保育・建設分野の企業による、就職座談会を開催。
- ・介護事業所の施設を複数見学する「介護事業所見学ツアー」を開催。
- 関係機関等との連携による支援
- ・人材確保対策推進協議会を設置し、6月20日に医療・福祉分野、6月24日に建設・警備・ 運輸分野の協議会を実施。人材確保に向けた取組計画の共有と連携の強化を図った。
- ・ハローワーク大津を中心に、福祉人材センター、ナースセンター、警備業協会などの関係機関 と連携し、職場見学会、求人・求職者向けセミナー等を定期的に開催し、マッチングを促進。



## 4 子育て等により離職した女性の再就職の支援

令和6年度の目標及び進捗状況(令和6年9月末現在)

(目標) <u>担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率 95.9%以上</u> → (実績)<u>95.8%</u>



#### 取組状況

- 就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等を実施。
- 保育所等の入所申込時期に合わせ、滋賀県女性活躍推進課と共催により、「9月内定、翌年4月 以降の就職可能な求人、事業所内に託児所がある求人」を集めた面接会を9月に3会場(草津・ 近江八幡・甲賀)で開催。(実績:参加事業所36社、参加求職者140名(昨年度112名))
- ハローワーク長浜と長浜市が連携し、子育て応援求人がある企業を集めた企業説明会 (おしごとフェスタ)を9月に開催。(参加事業所 11 社、 参加求職者 24 名)



## 5 新規学卒者等・フリーターへの就職支援

令和6年度の目標及び進捗状況(令和6年9月末現在)

(目標) 就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数 1,626件以上 → (実績) 786件 (進捗率48.3%)

(目標) <u>わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合 71%以上</u> → (実績) 71. 6%

#### 取組状況

- 県内学校等とも連携し、就職支援ナビゲーターによるきめ細やかな就職支援を実施。
- 滋賀県、若年者地域連携事業受託者等と連携し、学生(既卒3年以内含む)及び若年者を参加対象とした合同就職面接会「しがジョブフェア2024夏」を開催。

(実績:参加事業所70社、参加求職者133名(昨年度123名))

○ ユースエール(若者雇用促進法に基づく認定制度)認定企業増加に向けた周知等の実施。



(9月末現在認定企業22社)

## 6 障害者の就労促進

令和5年6月1日現在の障害者雇用状況報告において、滋賀県内に本社のある民間企業に雇用されている障害者は3,725.5人(※1)、実雇用率は2.52%(※2)、法定雇用率達成企業の割合は59.2%(※3)。

(※1)対前年比2.9%、105.0人の増加、14年連続過去最高を更新。(※2)前年比0.06ポイント上昇、全国平均2.33%を上回る。(※3)前年比0.6ポイント上昇、全国平均50.1%を上回る。

#### 令和6年度の目標及び進捗状況 (令和6年9月末現在)

(目標) 就職件数について、前年度実績(1,441件)以上 → (実績) 717件 (進捗率49.8%)

#### 取組状況

- 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催
  - ・近年増加している精神障害、発達障害のある方が、安定して働ける職場環境 づくりが重要であることから、障害等に関する基礎的な知識や情報を提供する ための講座を開催。

(令和6年9月末現在10回開催 242人参加)

- 障害者面接会及び説明会の開催。
  - ・令和4年度及び5年度はコロナ等の影響で事前予約制としたが、令和6年度は事前 予約制なしの面接会及び説明会を開催し、より多くの求職者が参加できるようにした。 10月11日 湖東・湖北地域説明会

参加企業 17社 参加求職者数 118人

(参考:令和5年度10月開催分 参加企業16社 参加求職者数 57人)

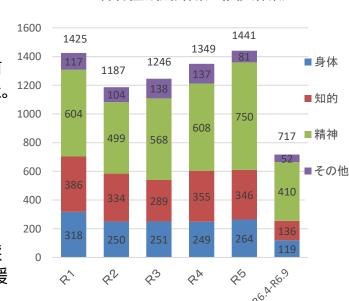
10月 7日 湖南地域面接会

参加企業 28社 参加求職者数 70人

(参考:令和5年度10月開催分 参加企業27社 参加求職者数 67人)

○ ハローワークと障害者就業・生活支援センターなどの関係機関が連携し、採用から職場定着までの一貫したチーム支援を行うなど、障害者雇用企業の支援を行った。

#### <県内ハローワークにおける職業紹介状況> 障害種別就職件数の推移(件数)



16

## 7 外国人に対する支援

### ■ 外国人留学生への就職支援

#### 取組状況

- 令和6年度より滋賀新卒応援ハローワーク(滋賀ジョブパーク)及びハローワーク彦根に 留学生コーナーを設置し、就職支援ナビゲーターによる就職支援を開始。
- 滋賀ジョブパークでは、県の外国人材受入サポートセンターの相談窓口と連携し、生活相談 から職業相談までを一体的に実施。
- 大学等を訪問し、留学生の就職希望状況や就職活動の状況等を把握。大学等の就職支援担当者 へ留学生コーナーを周知し、大学等との連携強化を図っている。
- 6月に近畿ブロック外国人留学生就職面接会を開催。滋賀県内の事業所8社が参加。



### ■ ハローワークにおける就職支援及び外国人労働者が能力を発揮できる就労環境の確保

令和6年度の目標及び進捗状況 (令和6年9月末現在)

(目標) <u>外国人雇用サービスコーナーを経由した外国人の就職件数:238件以上</u>
→ (実績) 109件(進捗率 45.7%)

#### 取組状況

- 通訳員、音声翻訳機及び求人票の自動翻訳機を活用した外国人求職者の就職支援の実施。
- 外国人労働者を雇用する事業主に対する雇用管理改善指導等の実施(127件)。
- 外国人雇用管理アドバイザーによる雇用管理に関する訪問相談(29件)。



## 8 地方自治体との連携

#### 雇用対策協定

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国(労働局・ハローワーク) と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体(都道府県・市区町村)が、地域の課題に一体となって雇用対策に取組む「雇用対策協定」を平成25年11月に滋賀県と締結。令和6年3月に甲賀市、令和6年10月に高島市と締結。

【甲賀市】仕事と家庭の両立を希望する市民への支援、若年層の市民への支援、 就職氷河期世代の市民への支援、キャリアアップ推進事業、障害の ある方への支援、就職困難者の雇用促進および公正な採用選考の実施、 外国籍を持つ市民への支援、市内企業の生産性向上への支援

【高島市】市内企業の人材確保・人材育成、子育て世帯女性等、多様な働き方を 希望する市民の就職支援、若年層の就職支援・UIJターンの促進



#### 一体的実施事業

○ 国が行う無料職業紹介と地方公共団体が行う各種支援策を一体的に取組みを行う「一体的実施事業」の実施。 (令和6年9月末現在 滋賀県、湖南市、野洲市、大津市と締結し、事業を実施)

自治体名称滋賀県シニアジョブステーション滋賀滋賀県滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前湖南市湖南障がい者等職業相談コーナー「チャンスワークこなん」野洲市野洲生活困窮者等就労相談コーナー「やすワーク」大津市大津市福祉事務所就労支援ステーション「ステップアップおおつ」

○ ハローワークが地方自治体の福祉事務所等と連携して、生活保護受給者などの生活困窮者の就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立支援促進事業」の実施。

(目標) 生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率 68.6%以上 → (実績(9月末現在)) 74.5%

## 9 リ・スキリングによる能力向上支援

令和6年度の目標及び進捗状況 (令和6年9月末現在)

(目標)<u>公的職業訓練の終了3ヶ月後の就職件数 1,058件以上</u> → (実績)<u>463件</u>(進捗率 43.8%)

#### 取組状況

- ○<u>滋賀県地域職業訓練実施計画</u>を策定し、滋賀県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構滋賀支部と緊密な連携を図りながら、効果的な職業訓練の実施に取り組んだ。
- ○令和5年度第2回滋賀県地域職業能力開発促進協議会を開催し、滋賀県地域職業訓練 実施計画策定の他、教育訓練給付制度については、地域の訓練ニーズを把握し、把握 したニーズを踏まえた周知啓発を実施。
- ○教育訓練給付制度の県内対象講座拡大のため、自動車関連講資格については、 県内全教習所への訪問もしくは電話による利用勧奨、介護関係資格については、 リーフレット送付等により周知啓発を実施。
- OJR守山駅前のデジタルサイネージ等、日頃認知されていない層への周知啓発を実施。
- ○事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や賃金の一部等を助成する「人材開発支援助成金」を積極的に周知し、中でも(人への投資促進コース)(事業展開等リスキリング支援コース)を活用したデジタル人材育成に関するセミナーを開催するなど利用勧奨を図った。

計画受理件数	人への投	資促進コース		デリスキリング デコース
	件数	人数	件数	人数
令和6年4月~9月	27	3,953	94	207
(制度創設から累計)	(107)	(20,611)	(220)	(485)





3. 雇用環境・均等行政の取組

## 最低賃金、賃金引上げ

### 業務改善助成金の申請状況(業務改善や生産性向上等に取り組み、事業場内最低賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者を支援)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R6	申請件数	11	10	24	17	43	172	_	_	_	_	_	_	<mark>277</mark>
KO	申請額 (千円)	14,565	20,527	35,948	17,746	59,488	198,582	_	_	_	_	_	_	346,929
R5	申請件数	7	6	15	12	18	70	27	46	39	77	3	20	340
KS	申請額 (千円)	8,651	6,537	12,128	13,944	21,603	79,145	43,058	43,356	52,397	88,356	2,492	27,878	399,545
R4	申請件数	10	2	1	3	31	42	9	3	17	28	1	12	159
K4	申請額 (千円)	3,744	2,000	658	3,877	13,174	20,522	7,240	1,610	9,865	14,496	900	14,869	92,955

#### 下半期の取組予定:滋賀県働き方改革推進協議会の開催

昨年度に引き続き、2025年の春季労使交渉に向けて、<mark>適切な価格転嫁を伴った</mark>賃上げの流れを滋賀県内の企業、特に中小企業に波及させる ため、滋賀県働き方改革推進協議会を開催予定。

#### 滋賀県働き方改革推進協議会とは

労働施策総合推進法に基づき、中小企業における滋賀県域の実情に即した働き方改革を推進することを目的に、平成30年12月26日に設置。継続的に 協議会及びワーキンググループ会議を開催している。(令和6年度までに協議会6回、WG3回)

構成団体・機関

- ・日本労働組合総連合会滋賀県連合会(連合滋賀)
- ·滋賀県商丁会議所連合会 ·滋賀県商丁会連合会
- 滋賀県中小企業団体中央会
- 滋賀経済産業協会

・滋賀県 • 滋賀労働局

#### 令和5年度実施状況

令和6年1月23日 実務担当者会議開催

令和6年2月16日 本会議(トップ会議)開催。

滋賀県知事をはじめ、構成団体・機関のトップによる会議を開催。 意見交換により相互の連携を確認し、共同メッセージを発信。

#### 令和6年度実施予定

令和6年12月19日 実務担当者会議開催予定 令和7年2月17日 本会議(トップ会議)開催予定

## 2 非正規雇用労働者の処遇改善等

### 「同一労働・同一賃金」遵守の徹底

●「パートタイム・有期雇用労働法」の報告徴収

年間目標245社 ➤ 145社に実施 (9月末・進捗率59.2%)

令和6年度上半期におけるパートタイム・有期雇用 労働法第18条に基づく助言件数は306件、そのうち、

- ・事業主が講ずる措置の内容の説明(第14条第1項)70件
- ・労働条件に関する文書の交付等(第6条第1項) 62件
- ・短時間・有期雇用管理者(第17条) 48件

の順に多くなっている。助言件数の推移は右表参照。

#### パートタイム・有期雇用労働法第18条 に基づく助言件数の推移

助言事項	R4 年度	R5 年度	R6 年度			
労働条件に関する文書の交付等	26	104	62			
不合理な待遇の禁止	0	32	39			
通常の労働者への転換	19	82	43			
事業主が講ずる措置の内容の説明	20	88	70			
相談のための体制の整備	21	71	33			
短時間・有期雇用管理者	12	75	48			
その他	8	48	11			
合計	106	500	306			

※R4年度の実績が低調となった理由は、小学校休業等対応助成金の審査業務への振替により3ヵ月程度能動的業務を中止したことによる。

### 「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくり ~キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース※)取扱状況

キャリアアップ計画件数(令和5年10月~令和6年9月分)

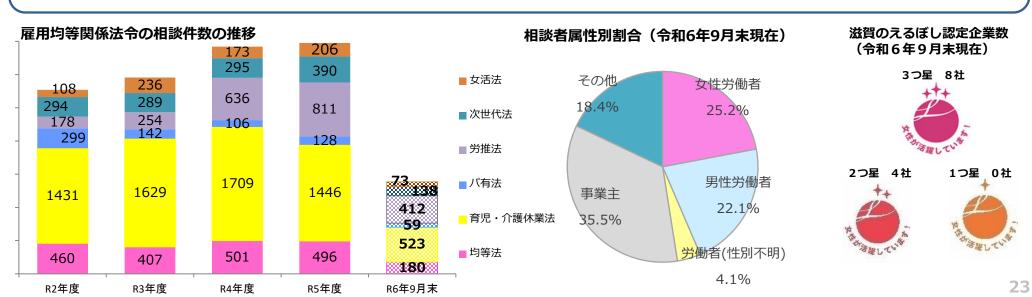
(参考)全国累計16,535件

												`-	<i>,</i> —–
			産		業		別		内		訳		
事業所数(滋賀)	建 設 業	製 造 業	情報通信業	便業業、郵	売 業 業 、 小	) () () () () () () () () () (	物品賃貸業不動産業、	サービス業専門・技術研究、	業 サービス で ス	業、娯楽業 生活関連	支援業 学習	医 療 福 祉	ビス業・サー
243	8	26	4	13	27	7	2	6	10	14	10	98	18

※短時間労働者が被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。(令和5年10月1日から)

## 3 女性活躍の推進

- 男女雇用機会均等法の履行確保に関する報告徴収を9月末までに34件実施し、52件の助言を行った。助言の内訳は、 妊娠・出産等ハラスメント防止措置義務に関するもの(15件)、母性健康管理措置に関するもの(12件)、セク シュアルハラスメント防止措置義務に関するもの(9件)となっている。
- また、同法に基づく紛争解決援助は9月末現在1件となっている。内容は妊娠不利益取扱いに関する紛争であった。
- 均等関係法令に関する相談は9月末時点で1,385件と、前年度の同時期(2,013件)を下回るペースで相談が寄せられている。相談の内訳では、制度に関する問合せ等、労働者からの相談が46.1%と最も多くなっている。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出義務企業(労働者数101以上規模)に対して、個別に届出勧奨を実施した。その結果、9月末時点で労働者数101~300人規模企業の届出数は334件(届出率:95.7%)、労働者数301人以上規模企業の届出数は130件(届出率:98.5%)となっている。
- 男女の賃金の差異の情報公表が義務となっている労働者数301人以上規模企業132社のうち、公表されていない22 社を今年度の報告徴収対象企業とし、9月末時点で14社に対して報告徴収を実施した。その結果、新たに12社が公表を実施し、公表率は9月末時点で92.4%となった。
- ○女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関して9月末までに新たに1社認定し、県内のえるぼし認定件数は 計12社となった。



## 4 仕事と家庭の両立支援の推進

- ○育児・介護休業法の履行確保に関する報告徴収について、9月末までに30件実施。法に基づく各制度の整備に関して223件の助言を行った。
- ○育児・介護休業法に基づく紛争解決援助は9月末までに4件実施。育児休業に関する紛争2件、育児休業不利益取扱いに関する紛争1件、育児短時間勤務に関する紛争1件となっている。
- ○育児・介護休業法に関する相談は9月末時点で523件であり、内訳は、育児休業関連制度357件、介護休業関連制度78件、育児ハラスメント12件、介護ハラスメント3件、育児休業関連不利益取り扱い49件、介護休業関連不利益取り扱い3件となっている。
- ○くるみん認定について、9月末までに新たに10社を認定し、県内のくるみん認定件数は計93社となった。



両立支援等助成金の支給状況 (令和6年4~9月)	<b>支給決定件数</b> (カッコ内R5年度)
1 出生時両立支援コース	22件(91件)
2 育児休業等支援コース	64件(180件)
(うち 新型コロナウイルス感染症対応特例)※経過措置	8件(22件)
3 介護離職防止支援コース	25件(23件)

#### 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出状況

		策定・届出 義務企業数	策定 ・届出数	届出率
義務企業	301人以上	132	130	<mark>98.5%</mark>
我勿止未	101~301人	349	323	92.6%
努力義務 企業	100人以下		1,141	
合計			1,594	

(令和6年9月末現在)







## 5 働く者を力強く支える環境整備 1/3

### 労働時間等設定改善に関する個別企業への訪問コンサルティング支援

企業における労働時間、休日、休暇等の設定改善に向けた取組を支援することを目的とした働き方・休み方改善コンサルタントによる個別企業への訪問コンサルティングを9月末までに51件行った。

各企業における課題を把握するとともに、具体的な改善プランを提示し取組を促した。また、生産性を高めながら労働時間の削減に取り組む中小企業事業者を対象に助成を行う「働き方改革推進支援助成金」の紹介も行っている。

年度別・訪問	年度別・訪問コンサルティング支援件数			
R 3 7 6件				
R 4	2 3件*			
R 5	9 8 件			
R 6 (9月末現在)	5 1 件			

<sup>※</sup>R4年度の件数減少は小学校休業等対応助成金の審査業務等の増大により能動的業務を中止したことによる。

R 6 働き方改革推進支援助成金申請状況 (R6年9月末時点実績)	交付決定 (件)	支給決定 (件)
業種別課題対応コース	8	1
労働時間短縮・年休促進支援コース	1 5	1
勤務間インターバル導入コース	2	0
団体推進コース	5	0

### ワークショップの開催

ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革の課題解決、生産性向上&業務効率 化の実現に向けた実践ヒントを参加者同士が意見を出し合うための情報交換の場とす るため、随時ワークショップを開催している。

令和6年度は8月に社会福祉施設5事業場に対し、時間外労働削減、年休取得促進を テーマに実施。また、同年9月に労働局健康安全課と連携し、

【+SAFE協議会 Wellfare(介護事業所)】の構成員4社に対し、カスタマーハラスメントをテーマに実施。活発な議論・意見交換を行った。



R6年9月開催ワークショップの様子

### 説明会(セミナー)の開催

滋賀労働局及び監督署が実施する説明会等において、主として働き方改革推進支援助成金、働き方・休み方の改善事例紹介、同一労働同一賃金制度等について説明を行った。

## 5 働く者を力強く支える環境整備 2/3

### 滋賀働き方改革推進支援センター事業実績

[令和6年度受託者: (株) タスクールPlus]

#### ○事業内容

電話相談

常駐の社労士等の専門家が電話・メール・来所による相談 に対応。

セミナーの開催 セミナーへの 講師派遣 商工会議所、商工会、自治体、よろず支援拠点、業界 団体、労働基準監督署等と連携したセミナーの開催。 研修会、講習会、セミナー等への講師派遣。 オンラインにも対応。

企業への訪問コ ンサルティング 希望により社労士が企業へ訪問し、相談に対応。 (1つの支援テーマにつき原則3回まで)

#### ○事業実績(R6年9月末現在)

	センター相談	訪問コンサルティング支援	セミナー
年間目標	460件	360回	40回
実績	264件	240回	10回 延べ187人参加(※18.7人/回)
進捗率	57.4%	66.7%	<mark>25.0%</mark>

#### ○センターの周知・広報

- ①広報誌への掲載
- ②セミナー・説明会等における リーフレットの配布
- ③商工団体等への監督署長同行 による利用勧奨



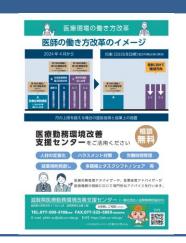
## 5 働く者を力強く支える環境整備 3/3

### 滋賀県医療勤務環境改善支援センター 事業実績

○事業実績(令和6年9月末現在)

[令和6年度受託者: (一社) 滋賀県病院協会]

	相談業務	個別支援業務
年間目標	-	93件
実績	113件	19件
進捗率	_	20.4%



### フリーランス・事業者間取引適正化等法への周知・啓発

- ●事業場への周知啓発 187件
- ●関係機関等100団体へ周知啓発依頼、広報紙への掲載等による周知啓発(1回)
- ●労働基準監督署との合同セミナー、公正採用選考研修会時に資料配布により周知(12回)。 ※いずれも令和6年9月末時点

### ダイハツ工業(株)滋賀工場の稼働休止に伴う特別相談窓口(令和6年1月24日~7月17日)

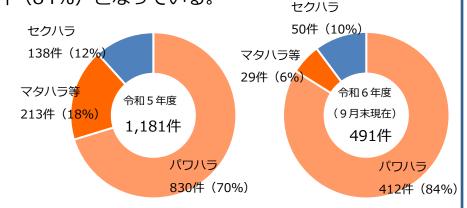
- ①特別労働相談窓口(滋賀労働局雇用環境・均等室及び大津・彦根・東近江労働基準監督署内の総合労働相談コーナー)
- ②雇用調整助成金相談窓口(滋賀労働局職業安定部職業対策課助成金コーナー及び県内ハローワークの助成金担当窓口)

#### 【相談状況】令和6年7月17日まで 212件

労働相談 計59件		雇用調整助成金相談 計52件	
~1月23日	1月24日~7月17日(特別労働相談窓口)	~1月23日	1月24日~7月17日(雇用調整助成金相談窓口)
11件	48件	28件	24件

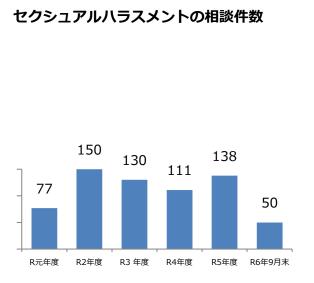
## 6 総合的なハラスメント対策の推進

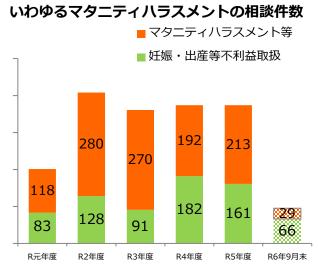
- ○9月末までに、雇用環境・均等室及び管内4カ所の総合労働相談コーナーに寄せられたハラスメント関連の相談は491件。このうちパワーハラスメントに関する相談件数は412件(84%)となっている。
- ○ハラスメント防止に係る報告徴収・報告請求の実施件数は 9月末時点で95件(うち助言は64件)。このうちパワーハ ラスメント防止に係る報告請求は31件となっている(うち 助言は13件)。
- ○9月末までに実施したハラスメントに関する紛争解決の援助 及び調停は、パワーハラスメントに関するものが13件(うち 調停2件)、セクシュアルハラスメントに関するものが1件 (調停のみ)、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメン トが3件(援助のみ)となっている。

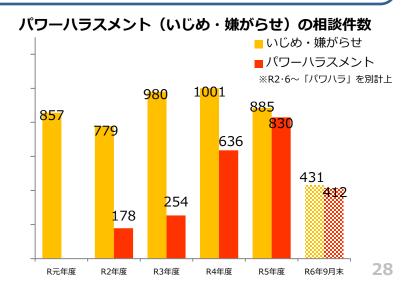


雇用環境・均等室、総合労働相談コーナーの ハラスメント相談受理件数

○「職場のハラスメント撲滅月間」である12月には、職場のハラスメント防止対策及びパワーハラスメント防止措置 義務についての 周知を行うと同時に、ハラスメント特別相談窓口を設置し、相談対応を行う。







## 7 個別労働関係紛争の早期解決

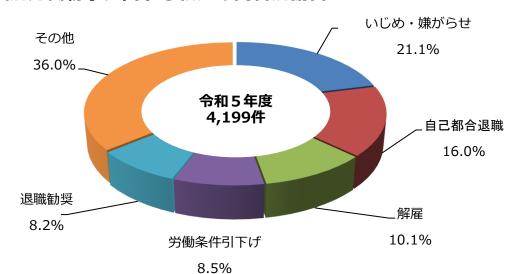
#### ○総合労働相談への対応

管内4か所の総合労働相談コーナーで受けた労働相談は、令和5年度は15,291件(うち、民事上の個別労働相談件数4,007件)、令和6年度(9月末現在)では7,861件(うち、民事上の個別労働相談件数2,048件)であった。内容別(重複を含めた総件数)では、「いじめ・嫌がらせ」の相談が令和5年度は885件(21.1%)で最多となっており、令和6年度(9月末現在)は431件(20.3%)で最多となっている。

#### ○個別労働紛争解決制度の運用状況

個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導の申出件数は、令和5年度は208件、令和6年度(9月末現在)は100件となっており、あっせんの申請件数は、令和5年度は45件、令和6年度(9月末現在)は28件となっている。

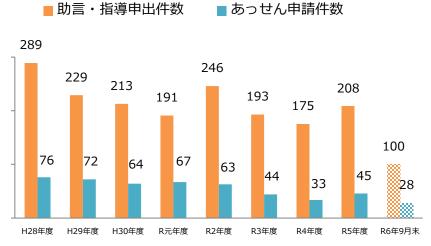
#### ○個別労働紛争に関する相談の内容別割合



#### ○相談件数の推移



#### ○個別紛争解決制度の運用状況



29

# 第14次労働災害防止推進計画 (滋賀版) にかかる取組方針 (令和6年度~)

#### 1 業種別の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	具体的な取組内容
機械による「はさまれ・巻 き込まれ」防止対策に取り	労働基準監督署が実施する製造事業者に対する集団指導において、「はさまれ・巻き込 まれ」等による労働災害防止対策等を説明する。
組む製造業の事業場の割合 を2027年までに60%以上と する。	関係団体の総会等において、14次防の周知を図るとともに、「はさまれ・巻き込まれ」 防止対策の取組について働きかける。

アウトプット指標	具体的な取組内容
墜落・転落災害の防止に関 するリスクアセスメントに	労働基準監督署が実施する建設業店社に対する集団指導において、「墜落・転落」災害 防止に関するリスクアセスメントへの取組を説明する。
取り組む建設業の事業場の 割合を2027年までに85%以 上とする。	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを実施する様、簡単な周知資料を作成し、会議等での配布、労働基準監督署が実施する監督・個別指導時の配布を行う。
エとする。	関係団体の総会等において、14次防の周知を図るとともに、上記周知資料を用いる等して、「墜落・転落」防止に関するリスクアセスメントの取組について働きかける。

アウトプット指標	具体的な取組内容
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。	労働基準監督署が実施する運送事業者に対する集団指導において、ガイドラインに基づ く措置の実施について説明する。
	関係団体の総会等において、14次防の周知を図るとともに、ガイドラインの取組について働きかける。
	災害防止団体が実施する講習会・説明会において、ガイドラインにかかる説明を行う。
	労働基準監督署が実施する「労働時間相談・支援班訪問支援」において、事業者に対す るガイドラインの周知を行う。

アウトプット指標	具体的な取組内容
「チェーンソーによる伐木 等作業の安全に関するガイ ドライン」に基づく措置を	労働局が実施する安全衛生管理自主点検において、「ガイドラインを知らない」、又は、 「実施していない」と回答した事業場に対して、関係資料の送付又は集団指導を実施す る。
実施する林業の事業場の割 合を2027年までに50%以上 とする。	関係団体の総会等において、14次防の周知を図るとともに、ガイドラインの措置の実施 について働きかける。

#### 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	具体的な取組内容
転倒災害対策 (ハード・ソ フト両面からの対策) に取	滋賀県内での労働災害の多くを占める転倒災害について、転倒災害防止のためのリーフ レットを配布する。
り組む事業場の割合を2027 年までに50%以上とする。	労働基準監督署が実施する監督・個別指導時に上記リーフレットを配布する。
	労働基準監督署が実施する社会福祉施設、大規模商業施設等に対する集団指導において、 転倒災害、腰痛症防止等の取組について説明する。

アウトプット指標	具体的な取組内容
卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	労働基準監督署が実施する社会福祉施設、大規模商業施設等に対する集 団指導において、安全衛生教育等の実施について説明する。

アウトプット指標	具体的な取組内容
介護・看護作業において、ノーリフトケア を導入している事業場の割合を2023年と比 較して2027年までに増加させる。	年2回開催する滋賀県+safe welfare協議会において、ノーリフトケア の導入状況を確認し、推薦団体を通じ、ノーリフトケアの導入の情報発 信を行う。
	労働基準監督署が実施する社会福祉施設に対する集団指導において、腰 痛症防止等の一環としてのノーリフトケア導入等について説明する。

#### 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	具体的な取組内容
「高年齢労働者の安全と健康確保のための ガイドライン」(「エイジフレンドリーガ イドライン」という。)に基づく高年齢労 働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理 体制の確立、職場環境の改善等)を実施す	「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組について、+safe協議会(小売業、社会福祉施設)の議題として取り上げ、周知方法等の意見を求めたうえで、構成員推薦団体や関係団体等に情報発信を行う。 また、エイジフレンドリー補助金の周知を図る。
る事業場の割合を2027年までに50%以上と する。	労働基準監督署が実施する小売業および社会福祉施設に対する集団指導 において、エイジフレンドリーガイドラインに基づく措置の実施にかか る説明、及び、エイジフレンドリー補助金の周知を図る。

### 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	具体的な取組内容
母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	労働局が実施する安全衛生管理自主点検において、「母国語に翻訳した 教材等で外国人労働者にわかりやすい教育を行っている」と回答した事 業場に対し実地調査等を行うことにより好事例等を収集し、労働基準監 督署に情報提供するとともに、労働局においても幅広く周知する。
	労働基準監督署が実施する集団指導において、上記事例を紹介する。

#### 5 労働者の健康確保対策の推進(過重労働対策)

アウトプット指標	具体的な取組内容
企業における年次有給休暇 の取得率を2025年までに 70%以上とする。	労働局から、地方自治体及び関係団体に対して、四半期ごとに年休取得促進の周知啓発 を依頼する。
	労働局から、県内中小事業場に対して、働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年 休促進支援コース)制度を周知する。また、滋賀働き方改革推進支援センターの利用を 勧奨する。
	労働基準監督署を実施する監督指導により「年5日以上の年次有給休暇の取得にかかる対応」を進める。
	労働基準監督署が実施する「労働時間相談・支援班訪問支援」において、事業者に対す る年次有給休暇制度の周知等の対応を進める。

アウトプット指標	具体的な取組内容
勤務間インターバル制度を 導入している企業の割合を	県内事業場に対して、働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導を実施する。
2025年までに15%以上とする。	労働局から、県内中小事業場に対して、働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対 応コース・勤務間インターバル導入コース)制度を周知する。また、滋賀働き方改革推 進支援センターの利用を勧奨する。

#### 5 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス対策)

アウトプット指標	具体的な取組内容
労働者数50人未満の小規模 事業場におけるストレス チェック実施の割合を2027 年までに50%以上とする。	労働局において、ストレスチェック制度の導入を促すリーフレット(労働者数50人未満の事業場向け)を作成するとともに、「職場の安全衛生管理(小規模事業場における労働安全衛生関係法令のポイント)」にストレスチェックの実施(努力義務)を盛り込む改訂を行う。
	労働局が実施する安全衛生管理自主点検において、「ストレスチェックを実施していない」、又は、「知らない」と回答した事業場に対して、上記リーフレットを送付する。
	労働基準監督署が実施する監督・個別指導において、上記リーフレットを配布する。

### 6 化学物質等による健康障害防止対策の推進(熱中症・騒音)

アウトプット指標	具体的な取組内容
熱中症災害防止のために暑 さ指数を把握、活用してい る事業場の割合を2023年と 比較して2027年までに増加 させる。	夏季において労働局が実施する様々な集団指導において、暑さ指数(WBGT値)の把 握、活用を促す資料の配布、説明を行う。
	建設業労働災害防止強化週間、全国安全週間の計画に基づき実施する、建設業、製造業 等の事業場を対象とする局長、部長パトロール等において、熱中症対策の説明を実施す る。
	労働基準監督署が実施する製造業、建設業等を対象とする集団指導において、暑さ歯痛 の導入等、熱中症予防対策に関する説明を行う。

#### 6 化学物質等による健康障害防止対策の推進(化学物質)

アウトプット指標	具体的な取組内容
労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条 及び第57条の2に基づくラベル表示・安全デー タシート(以下「SDS」という。)の交付の 義務対象となっていないが、危険性又は有害性	「第9次労働衛生対策推進計画」に基づき、労働局においてリスクアセスメント対象物等の製造事業場を対象とする集団指導を開催し、リスクアセスメントに関する説明を行う。また、別テーマの集団指導においてもこれらの説明時間を確保し、幅広く周知を行う。
が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。	労働基準監督署が実施する化学物質管理に係る集団指導において、 ラベル表示、SDS作成、交付を求める内容について説明を行う。

アウトプット指標	具体的な取組内容
労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	「第9次労働衛生対策推進計画」に基づき、労働局においてリスクアセスメント対象物等の製造事業場を対象とする集団指導を開催し、リスクアセスメントに関する説明を行う。また、別テーマの集団指導においてもこれらの説明時間を確保し、幅広く周知を行う。
	労働基準監督署が実施する化学物質管理に係る集団指導において、 リスクアセスメント (CREATE-SIMPLE) を求める内容について説明 を行う。

#### 最低賃金引上げと事業者へ与えた影響に関する検証(事前質問回答)

◆内閣府政策統括官「最低賃金引上げと企業への影響」(令和6年6月)

調査対象: 2008 年度~2020 年度の日本企業約7万4千社、従業員50人以上かつ資本金または出資金3000万円以上

#### 【検証概要】

- ・最低賃金引上げ直後は売上高の伸びに対する下押し傾向がみられるも、その後回復傾向
- ・人件費(単価)が上昇しても、雇用調整はみられない
- ・最低賃金引上げ直後から、投資を前倒しで進める動き
- ◆独立行政法人 労働政策研究・研修機構「最低賃金引上げと企業行動に関する調査」

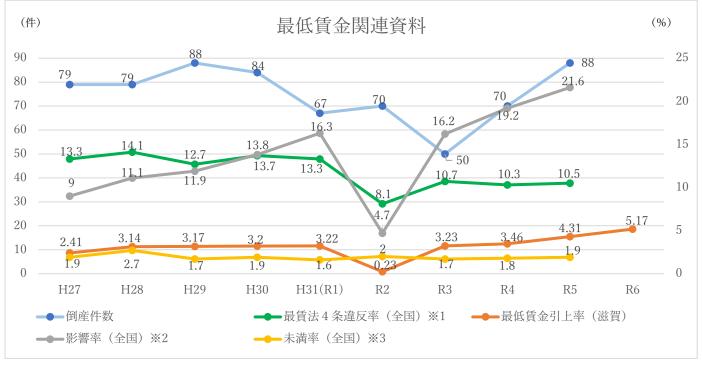
(2024 年 10 月) 調査対象: 2021 年度・2022 年度従業員  $1\sim 299$  人の企業 20,000 社

#### 【検証概要】

- ・賃金引上げを行った企業のうち理由でもっとも多かったのは、正社員では「従業員の意欲の向上のため」 (62.4%)、非正社員では「改定最低賃金額を下回るため」(42.8%)
- ◆日本商工会議所「中小企業の人出不足、賃金、最低賃金に関する調査」(2024年2月14日) 調査対象: 全国415商工会議所会員企業2,988社

#### 【調査結果概要】

- ・「最低賃金を下回ったため賃金を引上げた」企業は38.4%。業種では「介護・看護業」、「宿泊・飲食業」、「小売業」の順に多かった。
- ・最低賃金について「(大いに・多少は)負担になっている」と回答した企業は65.7%。
- ・最低賃金引き上げにともなう人件費増への対応で「製品・サービス価格への転嫁」(25.1%)、「具体的な対応がとれず、収益を圧迫している」(26.2%)



- ※1 労働基準監督署が行った調査で最低賃金額未満の支払を行っており是正指導した事業場の率
- ※2 最低賃金審議のために実施した賃金額調査で引上げた場合に賃上げが必要となる労働者の率
- ※3 最低賃金審議のために実施した賃金額調査で改定前の最低賃金額を下回っていた労働者の率